（事故の場合の退避等）

第二十条　事業者は、次の各号のいずれかに掲げる場合において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、直ちに、作業を中止し、作業に従事する者を作業場所等から退避させなければならない。

一～四　（略）

2　事業者は、前項各号のいずれかに掲げる場合には、作業場所等において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場所等に関係者以外の作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

3　事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人が異常な症状を訴え、又は当該請負人について異常な症状を発見したときであつて当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかつているおそれのあるときには、直ちに当該請負人を作業場所等から退避させなければならない。

（掲示）

第二十一条の二　事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一　四アルキル鉛等業務を行う作業場である旨

二　四アルキル鉛等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

三　四アルキル鉛等の取扱い上の注意事項

四　令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場においては有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない旨

五　次に掲げる業務又は作業を行う作業場においては、有効な保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等

イ　令別表第五第一号に掲げる業務

ロ　令別表第五第二号に掲げる業務

ハ　令別表第五第三号に掲げる業務（第五条第一項第一号の汚染を除去する作業を除く。）（第五条第一項第二号ただし書の場合を除く。）

ニ　令別表第五第四号に掲げる業務（四アルキル鉛用及び加鉛ガソリン用のタンクに係るものに限る。）

ホ　第六条第一項第一号から第五号までの措置に係る作業及び同項第八号の措置に係る監視の作業（タンクの内部において行うものを除く。）（第七条第一項の規定により準用する場合を含み、第六条第一項第十号ただし書（第七条第一項の規定により準用する場合を含む。）の場合を除く。）

ヘ　令別表第五第五号に掲げる業務

ト　令別表第五第六号に掲げる業務（第九条第一項第一号の措置に係る作業（汚染を除去する作業に限る。）を除く。）

チ　令別表第五第七号に掲げる業務

リ　令別表第五第八号に掲げる業務

ヌ　第十二条第一項の業務

（事故の場合の退避等）

第二十条　事業者は、次の各号のいずれかに掲げる場合において労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、直ちに、作業を中止し、労働者を作業場所等から退避させなければならない。

一～四　（略）

2　事業者は、前項各号のいずれかに掲げる場合には、作業場所等において労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場所等に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

（新設）

（新設）